第二十号様式別表二の三(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

控除対象還付法人税額又は控除対象

個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第20号様式別表2の3記載要領

1　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。)において生じた控除対象個別帰属還付税額(法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

2　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3　法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付法人税額(同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4　法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内連結事業年度(同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属還付税額(同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。